

＼嵐山町内の事業者の皆様へ／

嵐山町小規模事業者等

賃上げ雇用拡大支援金を支給します



嵐山町小規模事業者等賃上げ雇用拡大支援金とは？

急激な物価高騰が原因による原材料価格の高騰や人材獲得競争の激化等により、厳しい経営状況に置かれている中でも、雇用者のモチベーション向上や人材の流出阻止等のため、賃金の引上げや雇用者の増員を実施する町内小規模事業者等に対し、国の『物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金』を活用し、支援を行うことを目的とした町独自の支援制度です。

支援金額： **上限10万円** ※雇用者1名につき、1万円を支給

申請期間： **令和8年4月1日(水)から**

令和8年8月31日(火)まで

※郵送の場合は当日消印有効

【事前要件】

申請者

雇用者が1名以上いる事業者で、前年同期と比較して賃金総額を3%以上増加

【申請～支援金支給】

申請者

申請書提出

嵐山町小規模事業者等賃上げ雇用拡大支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）及び添付書類を町へ提出。

嵐山町

審査

審査完了後、嵐山町小規模事業者等賃上げ雇用拡大支援金支給決定通知書（様式第3号）を送付し、ご指定の口座に支援金の振込みを行います。

嵐山町

支給決定、支援金振込み

詳しくはHPをご覧ください ⇒



嵐山町企業支援課
0493-62-0720